

第51回 清瀬市民文化祭

11月4日(土)・5日(日)

今年も清瀬市民文化祭を下記のとおり開催します。皆さんお誘いあわせのうえ、お越しください。

☎場内 下表参照 ☎生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係 ☎042-497-1815

【主催】清瀬市文化協会

※詳しくは市内公共施設で配布しているパンフレット、市ホームページを確認してください。



詳しくはこちら



昨年の展示の様子

展示・大会部門

日時	会場	展示団体名など
11月4日(土)・5日(日) 午前10時～午後5時 (5日は午後4時)	生涯学習センター	清瀬市華道連盟、清瀬絵手紙連盟、清瀬茶道連盟、木彫 紫陽会、きよせ川柳会、清瀬郷土研究会、清瀬フォトクラブ (一般参加) ちりめん細工・木彫小作品・粘土作品・編物・鉄クラフト・仏像彫刻・水彩画・草拓・パッチワーク・てん刻・煎茶
	清瀬けやきホール	清瀬市囲碁連盟

舞台部門

日時	会場	出演団体名
11月4日(土) 午前10時30分～午後5時30分	清瀬けやきホール	舞踊友の会、アロハウクレレ・ウクレレパイナ、フラダンス旭ヶ丘クラブ・フラワーズ、清瀬おげさ会、吟と舞、フラダンス フラ・オ・ヒヴァヒヴァ、カントリーダンス清瀬T・Kステップ、ゆびぶえ倶楽部、ウクレレサークルポエポエ、 (特別参加) 清瀬高校ダンス部、きよせけん玉の"Wa" (一般参加) マジック・劇・詩吟・ヒップホップ・バレエダンス・チアダンス・津軽三味線・フラダンス・ジャズダンス・民謡踊り・オカリナなど
11月5日(日) 午前10時～午後5時		

住宅改修・マンション大規模修繕に伴う固定資産税の減額

耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った住宅、また大規模修繕を行ったマンションは、工事が完了した年の翌年度から一定期間、住宅にかかる固定資産税額が減額されます。減額申請は、施工完了日から3か月以内に行う必要があるの注意して

ください。種別ごとに複数の条件がありますので、詳しくは市ホームページを確認してください。



詳しくはこちら

☎課税課固定資産税係 ☎042-497-2042

種別	対象住宅	工事期間	減額期間	減額割合
耐震改修	昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅	令和6年3月31日まで	1～2年度分	2分の1～3分の2
バリアフリー改修	新築された日から10年以上経過しており、高齢者、障害者等が居住している市内の住宅	令和6年3月31日まで	1年度分	3分の1
省エネ改修	平成26年4月1日以前から市内に所在する住宅	令和6年3月31日まで	1年度分	3分の1～3分の2
その他	政府の補助(総務省令で定めるもの)を受けて耐震改修が行われた市内の住宅	令和8年3月31日まで	2年度分	原則 2分の1
マンション大規模修繕	築20年以上で、総戸数10戸以上の市内に所在するマンション	令和7年3月31日まで	1年度分	3分の1

分筆されていない私道の非課税申告について

公衆用道路と性格が同様で分筆されていない私道、または現に道路として使用されているながら分筆されていない建築基準法上の道路は、私道部分の面積がわかる図面を添え、12月末

までに申告手続きをすると、翌年度の固定資産税・都市計画税の非課税の適用が受けられます。確認してください。☎課税課固定資産税係 ☎042-497-2042

シニアしっとく講座

関心のある方であれば、どなたでも参加できます。1回のみの参加も可能です。各回先着25人。

◆第3回「終活について考えよう～自分で備えられることや成年後見制度の活用～」

「終活」とは何をしたらよいのか、そのヒントについてお話しします。

☎11月24日(金)午後2時～4時
☎金融広報アドバイザー 音川敏枝氏

◆第4回「高齢期の住まいと選択」

高齢期を迎え、今後生活していく場所を考えるにあたり、知っておきたい入所型施設等の概要や在宅サービスについて説明します。

☎12月11日(月)午後2時～4時
☎日本社会事業大学 教授 井上由起子氏
☎いずれも清瀬けやきホール
☎☎電話で介護保険課地域包括ケア係 ☎042-497-2082へ

清瀬市経済変動対策支援事業給付金

市と清瀬商工会が連携し、原油価格・物価高騰などの経済環境の影響を受けた市内の中小企業者・農業者などを支援するため、水道光熱費、燃料費、肥料費等に要した経費の一部に対して、給付金を支給します。

◆中小企業者等への支援
☎次の2つを満たす方。①市内に主たる事業所がある中小企業者及びフリーランスを含む個人事業者②今後も事業を継続する意思を有している
※その他にも個別条件あり。

【給付金額】令和4年分の水道光熱費・燃料費の合計に対する20%分の金額。上限20万円(下限1万円)

◆農業者への支援
☎次の2つを満たす方。①市内在住で、令和4年分の農業所得の申告を行っている②今後も農業に従事する意思を有している
※その他にも個別条件あり。

【給付金額】令和4年分の①動力光熱費に対する20%分の金額 ②肥料費、諸材料費の合計額に対する20%分の金額③飼料費に対する20%分の金額。①②③それぞれ上限20万円(下限1万円)

☎11月30日(消印有効)までに必要書類を特定記録など配達記録が残る方法で〒204-0021元町1-2-11 清瀬商工会へ ☎清瀬商工会 ☎042-491-6648、中小企業等=産業振興課商工係 ☎042-497-3187、農業者=産業振興課農政係 ☎042-497-2052
※必要書類は清瀬商工会及び市ホームページからダウンロードできます。
※個別条件など詳しくは、清瀬商工会及び市ホームページを確認してください。



詳しくはこちら

きよせ食育展

市の食育活動を紹介！ 学校や保育園の給食の紹介や地場野菜の直売所マップの配布、地域活動栄養士の食育の紹介があります。

☎11月9日(木)～22日(水)(土・日曜日も含む) 午前8時30分～午後5時(15日(水)・22日(水)は午後3時まで) ☎場内 市役所本庁舎2階市民協働ルーム前 ☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076



詳しくはこちら

日付	内容
11月9日(木)～15日(水) ※15日は午後3時まで	学校の食育活動の紹介
11月16日(木)～22日(水) ※22日は午後3時まで	保育園の食育活動の紹介、市の食育活動の紹介



昨年の様子

養育家庭体験発表会

養育家庭里親制度の説明、里子を育てていくうえでのやりがいや難しさなどのお話、相談コーナーなど。

☎どなたでも ☎11月25日(土)午前10時～正午 ☎場内 清瀬けやきホール ☎無料 ☎子ども家庭支援センター ☎042-495-7701 【主催】小平児童相談所、子ども家庭支援センター

自動通話録音機能付きの電話機購入費の一部助成

☎市内在住の65歳以上の方または同居の方で、市税を滞納していない方 【対象機器】公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」に記載されている機器で、令和5年4月1日から12月31日までに購入したもの 【補助金額】機器の購入費の4分の3の額(上限額1万円) ☎☎申請方法は消費生活センター ☎042-495-6211へ確認してください(申請時は印鑑を持参)